

平成16年5月31日
警 察 庁

少年警察活動に関するアンケート結果まとめ

全国少年サポートセンター担当者会議（本年5月12日）の席上において、各都道府県警察の少年サポートセンターの幹部等（警察官及び少年補導職員）に対して実施した。

1 補導について

（1）ぐ犯少年の判断

ぐ犯少年であると思われるものの、ぐ犯性の判断が困難であるとの理由でぐ犯送致又は通告をせず、不良行為少年として扱ったことがあるか。

「ある」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 少年自身や保護者が非協力的で、事情聴取に応じず、ぐ犯性が立証できないことがある。
- ・ ぐ犯事件について、家庭裁判所の判断が厳格であり、送致を控えることがある。
- ・ ぐ犯として扱っても「非行なし」事案のようになるおそれから、送致しないことがある。

「ない」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 最近ではぐ犯の送致はやっていない。現在の状況でやるとしたら、かなり迷うのではないかと思う。

（2）要保護少年の保護

非行性のある要保護少年であると思われるものの、児童相談所が要保護性の判断をせず、受け入れなかったため、不良行為少年として扱ったことがあるか。

「ある」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 受入施設が不足しているとの理由で断られたことがある。
- ・ 非行性が重いので、児童相談所で扱うのは無理だと言われたことがある。
- ・ 無断外泊、家出を繰り返していたが、少年本人の同意がない限り、入所させられないと断られたことがある。
- ・ 執務時間外との理由で断られたことがある。

「ない」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 児童相談所が拒否的姿勢を見せた場合、必要性を納得できるまで説明する。
- ・ 書面で正式に通告すると、やむを得ず受け入れるということがある。電話協議には難色を示すケースもあるので、通告書で処理している。しかし、受理後の児童相談所の対応にあいまいな例が多い。
- ・ 原則として受け入れてもらっているが、非行性のある場合、本人を説得してほしいなどの条件がつけられ、スムーズな受入れではないことがある。

(3) 不良行為少年の任意同行

不良行為少年の補導に際し、交番等に同行する必要がある場合に困っていることはないか。

「ある」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 少年の反抗や逃走により同行できないことがある。
- ・ 少年数名を同行し、事情聴取するスペースがなく困ったことがあった。
- ・ 同行する法的根拠が見つからない。午後 11 時以降は青少年保護条例を根拠に保護者に引き渡してはいるが、同行の根拠にはならない。
- ・ 深夜はいかい少年が増えているにも関わらず、交番等に同行し、保護者へ連絡し、引き渡す体制ができていない。

「ない」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ その場での注意が主で、同行することはほとんどない。
- ・ 無理はしない。

(4) 不良行為少年が所持する物件

不良行為少年が所持する物件で、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められるものを発見した場合、当該物件の取扱いについて困っていることはないか。

「ある」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ライターについて、「思い出の品」、「高価な品」、「警察にそんな権限があるのか」等と言って廃棄に応じないことがあったり、後日の紛議が心配されることもある。
- ・少年が自ら廃棄したタバコについて、保護者からクレームが付いたことがある。
- ・個人の所持するものを預かった場合、保護者に連絡はしているが、そのために大変な仕事量になる。補導職員に何か権限があればよいと思う。
- ・高価なライター等、保護者に返したいと思うが、連絡がとれないことが

ある。

「ない」の回答では、次のようなものがみられた。

- ・ 保護者等に連絡し、廃棄等の措置をさせている。
- ・ 現場での技術と保護者へのきちんとした説明が大切だと思う。

(5) 不良行為少年の補導に関する法制度の在り方や、その他補導に関する意見

上記のほか、不良行為少年の補導に関する法制度の在り方、その他補導に関する意見等について、自由に記載を求めたところ、次のような回答がみられた。

- ・ カラオケボックスでの補導について、営業者が協力的でなく、店内巡回を拒否されることがある。
- ・ カラオケボックスは、構造上、ドアを開けないと中の様子が見えない。営業者に協力を求めるが改善されない。法的に決められないか。
- ・ カラオケ内が、男女少年のホテルと化していることもあり、低料金で性的行為ができる場所となっている感じもある。何か全体的に対策がとれないものかと思う。
- ・ 継続補導に関しては、補導員個人の資質の相違により対応方法等に相違が生じやすいので、継続補導マニュアルのようなものを作成してもらおうと参考になる。
- ・ 特に補導現場では、補導する側の担当者によって「不良行為」の判断基準に差があるのが現実。現場指導のみと少年補導票作成（保護者連絡要事案）に至る事案とが現場の判断に委ねられているのが現状であり、現場で少年自身から疑問視されることもある。「不良行為」のガイドラインを望んでいる。
- ・ 家庭連絡をしても、「その程度で電話するのか」といった反応があると聞く。不良行為少年に対する親の責務等を明記するようなことも必要ではないかと思う。
- ・ 補導に関する職務執行の明確化及び所持物件の取扱いの適正化を期すためにも、法制化は必要と思料される。また、不良行為に対する罰の導入までも検討してはどうか。
- ・ 犯罪は構成しているが、被害者申告のない事案（例えば、万引きをしたが、今回に限り処罰を求めないなど）を補導の対象として扱えないか。
- ・ （補導といっても）補導票を作成するのみであり、少年自身に反省・自戒させるような制度を作るべき。

2 ボランティアの活動について

(1) 少年警察ボランティアの活動

ア 少年警察ボランティアの活動について、不十分な点、物足りないと考えられる点等の問題はないか、との設問に対し、次のような回答がみられた。

- ・ 一般に存在を知られていないため、街頭補導活動が効果的に行えない。
- ・ 活動の根拠法令がないため、街頭補導活動が効果的に行えない。
- ・ ボランティアの自主的な活動が少ない。
- ・ 若手補導員の確保と育成が十分でない。
- ・ ボランティア担当の専従職員を配置するなどして、ボランティア活動の活性化に関する企画・指導面について人的面の体制を強化する。
- ・ 立直り支援、居場所づくりの活動が弱点である。

イ 少年警察ボランティアにどのような活動を望むか記載を求めたところ、次のような回答がみられた。

- ・ 声掛け事案等、不審者情報の通報（通学路、遊び場等におけるパトロール活動）。
- ・ 少年の居場所づくり、立直り支援、社会参加活動。
- ・ 学校訪問等による学校との連携。
- ・ 就職支援。
- ・ 学校支援活動の強化。
- ・ スクールサポーターとしての活用。
- ・ 少年非行防止教室への参加や独自の開催。
- ・ 個々のケースを持てるようになるような環境と教養研修。
- ・ 自治体の少年補導センターとの連携。
- ・ 受傷事故防止の観点からは、ボランティアに対していわゆる街頭補導まで求めていく必要性があるか疑問。補導というよりは、よりソフトな意味での「声かけ」活動で十分と思料される。
- ・ 問題少年の把握と積極的情報交換。
- ・ 根拠法令を整備し、権限をもってもらえば、より活発な活動をしてもらえると思う。

(2) 警察関係以外のボランティア

ア 警察関係以外の少年ボランティアの活動について、不十分な点、物足りないと考えられる点等の問題はないか、との設問に対し、次のような回答がみられた。

- ・ どのような活動をしているのかわからない。

- ・ 警察と連携した活動に消極的である。
- ・ 一般に存在を知られていないため、街頭補導活動が効果的に行えない。
- ・ 活動の根拠法令がないため、街頭補導活動が効果的に行えない。
- ・ 街頭補導活動が形式的になっていたり、見て見ぬ振りをしていることがある。
- ・ P R 不足なのか、こちらの勉強不足か、誰がどんなボランティア活動をしているのかさっぱり分からない。

イ 警察関係以外の少年ボランティアにどのような活動を望むか記載を求めたところ、次のような回答がみられた。

- ・ 自主的な活動の促進と各機関の実質的な連携活動。
- ・ 街頭補導で、不良行為少年へ確実な声掛け、指導等を行えるようになることが必要。
- ・ それぞれの立場で、安全安心まちづくり、非行のないまちづくりの環境浄化に取り組んでほしい。例えば積極的な巡回活動等。
- ・ ボランティア個人の特性を生かせる活動。
- ・ 各ボランティアの地域における少年の居場所づくり、立直り支援。
- ・ 問題を続けている少年への継続指導。
- ・ 荒れている学校等について、P T A と連携して積極的に学校内警戒等の活動ができれば良いと思う。
- ・ 保護司活動の活性化。